



アクセスFSA 第68号 (2008年7月)



多重債務者対策本部有識者会議において挨拶する渡辺大臣
(7月15日)



全国財務局長会議において挨拶する渡辺大臣
(7月31日)

目次

【特集】

- 市場強化プラン（金融・資本市場競争力強化プラン）の進捗について…………… 2
- 恒久的施設（PE）に係る「参考事例集」・「Q&A」の公表について…………… 5

【トピックス】

- 平成19年度における地域密着型金融の取組み状況について…………… 8
- 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について…………… 11
- 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について…………… 12
- 「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる
今後の課題について」（座長メモ）の公表について…………… 13
- 貸金業者による広告の調査結果について…………… 13

【法令解説等】

- 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等に対する
パブリックコメントの結果について…………… 14

【国際関連】

- 金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催
について…………… 16
- 公開企業の規制当局による国際会計基準委員会財団（IASCF）のモニタリング・グループ
設立に関する次のステップの発表について…………… 16

- 【お知らせ】…………… 18

- 【7月の主な報道発表等】…………… 27

【特 集】

市場強化プラン（金融・資本市場競争力強化プラン）の進捗について

金融庁は、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向け、「市場強化プラン」（金融・資本市場競争力強化プラン、平成 19 年 12 月 21 日公表）を強力に推進しているところです。

「市場強化プラン」については、本年 6 月の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立・公布をはじめ、これまで相当の前進が見られており、金融庁として、平成 20 年 6 月 27 日、「市場強化プラン（Better Market Initiative）の進捗」を公表しました。

「市場強化プラン（Better Market Initiative）の進捗」の概要を 4 つの分野に沿って紹介します。

I. 信頼と活力のある市場の構築

- (1) 外国株式の取引機会拡大（JDR（日本版預託証券）の流通制度の整備）（20 年 2 月）
- (2) XBRL を導入した新 EDINET 稼働（20 年 3 月）
- (3) J-REIT（不動産投資信託）への海外不動産の組入れ解禁（20 年 5 月）
- (4) 現物拋出型 ETF（上場投資信託）の多様化（株式以外の有価証券を投資対象とするものの容認、対象株価指数の個別列挙方式を廃止）（20 年 6 月 27 日施行）
- (5) 英文開示の対象有価証券の拡大（外国会社が発行するすべての有価証券へ拡大）（20 年 6 月 1 日施行）
- (6) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立（20 年 6 月 13 日公布）
 - ① ETF の更なる多様化（商品先物等を投資対象とする ETF の解禁）
 - ② プロ向け市場の創設
 - ③ 課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大
⇒ 遅くとも 20 年 12 月 12 日までに施行

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

- (1) 海外のファンドマネジャー誘致のための PE（恒久的施設）リスクの排除（代理人 PE から独立代理人を除外（20 年 4 月）。参考事例集等を公表（20 年 6 月 27 日））
- (2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立（20 年 6 月 13 日公布）
 - ① 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直しと利益相反管理体制の整備
⇒ 遅くとも 21 年 6 月 12 日までに施行
 - ② 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大
 - ・ リスク管理等に優れた銀行の兄弟会社に対する商品現物取引等の解禁
 - ・ 銀行・保険会社本体に対する排出量取引の解禁
 - ・ 銀行・保険会社の子会社・兄弟会社に対するイスラム金融の解禁
 - ・ 銀行・保険会社グループに対する議決権保有制限の例外措置の拡充
 - ・ 銀行本体による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入 等
⇒ 遅くとも 20 年 12 月 12 日までに施行

III. より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現

- (1) 関係者との対話を重ね、金融サービス業におけるプリンシプルを公表（20 年 4 月）
- (2) 統一の基準によって集計した我が国預金取扱金融機関のサブプライム関連商品や証券化商品等の保有状況を世界に先駆けて公表し、我が国金融システムへの影響についての情報を提供（19 年 11 月、20 年 2 月、6 月 6 日）
- (3) 本年 1 月からの英文メールサービスの開始等、英語を含む情報発信を強化

- (4) 内外の市場が連動して大きく変化する中で、金融システムの安定に向けた国際的な議論への参画、金融機関のリスク管理の強化のため、海外当局との連携を強化
- (5) 金融機関等に対しアンケートの実施（20 年 3 月）
 - ・ 透明性・予見可能性については、回答結果の 8 割近くが「改善」「やや改善」と評価
 - ・ 金融機関等との対話については、6 割近くが評価（さらなる改善点として、実務者レベルでの対話の充実等）
 - ・ 情報発信の強化について、8 割近くが評価（さらなる改善点として、ウェブサイトの充実等）

IV. 市場をめぐる周辺環境の整備

- (1) 金融専門人材の育成・確保に向けた基本的なコンセプトの公表（20 年 4 月）
 - ⇒ パブリックコメント等を踏まえ、論点を取りまとめ（20 年夏頃）。その後、制度設計を開始（20 年夏以降）
- (2) 地域活性化統合本部会合において、国際金融拠点機能強化プランを策定（20 年 4 月）
 - ⇒ 国際金融拠点フォーラムを設置し、プランの着実な実施とフォローアップ

金融庁は、我が国金融・資本市場の魅力の向上に向けて、引き続き、以下のような施策についてスピード感をもって取り組んでいきます。

- (1) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ（20 年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る）
- (2) 会計基準の国際的収斂に向けた取組みを推進
- (3) XBRL の互換性確保に向けた海外当局等との連携
- (4) 上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化への取組み
- (5) ベター・レギュレーションの実現に不断に取り組むとともに、その進捗状況を半年毎に公表 等

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「市場強化プラン（Better Market Initiative）の進捗について」（平成 20 年 6 月 27 日）](#)にアクセスしてください。

市場強化プラン（Better Market Initiative）の進捗

平成 20 年 6 月 27 日
金 融 庁

金融・資本市場競争力強化プラン （平成 19 年 12 月 21 日）

I. 信頼と活力のある市場の構築

外国株式の取引機会拡大（JDR）（2 月）

XBRL を導入した新 EDINET 稼働（3 月）

J-REIT への海外不動産組入れ解禁（5 月）

英文開示の対象有価証券の拡大（6 月 1 日）

現物拠出型 E T F の多様化（債券等に拡大、指
数の個別指定を廃止）（6 月 27 日）

E T F の更なる多様化（商品先物等に拡大）

プロ向け市場の創設

課徴金の金額水準引上げ、対象範囲拡大

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

会計基準の国際的収収に向けた取組み

XBRL の互換性確保に向けた海外当局等との連携

上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化

遅くとも 20 年 12 月 12 日
までに施行

遅くとも 20 年 12 月 12 日
までに施行

遅くとも 20 年 12 月 12 日
までに施行

20 年中を目途に検討を進め、
その後、すみやかに実現を図る

II. 金融サービス業の活力と競争を 促すビジネス環境の整備

PE リスクの排除（参考事例集等を公表（6 月 27 日））

ファイアウォール規制の見直し、
利益相反管理体制の整備

遅くとも 21 年 6 月 12 日までに施行

銀行・保険会社グループの業務範囲拡大

- ・商品現物取引（銀行兄弟会社）
- ・排出量取引（本体）
- ・イスラム金融（子会社・兄弟会社）
- ・企業再生目的の株式保有
- ・外国銀行の代理・媒介（銀行本体）等

遅くとも 20 年 12 月 12 日
までに施行

III. より良い規制環境（ベター・レ ギュレーション）の実現

海外当局との連携強化

我が国金融機関のサブプライム関連商品等の保有状況の公表（19 年 11 月、20 年 2 月、6 月 6 日）

英文メールサービスの開始（1 月）

金融機関等に対しアンケートの実施（3 月）

金融サービス業におけるプリンシプルの公表（4 月）

ベター・レギュレーションの進捗状況の公表（5 月）

当局職員への周知徹底、対話の充実、情報
発信の機会の充実等に不断に取り組む

進捗状況を半期毎に公表

IV. 市場をめぐる周辺環境の整備

金融専門人材の育成・確保（基本的コンセ
プト（資格制度の活用等）公表（4 月））

パブリック・コメント等を踏まえ、
論点をとりまとめ（20 年夏頃）

制度設計を開始
（20 年夏以降）

国際金融拠点機能強化プランを策定（地域
活性化統合本部会合（4 月））

国際金融拠点フォーラムを設置し、プランの着実な実施とフォローアップ

（注）網掛けされた項目は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（20 年 6 月 13 日公布）に盛り込まれているもの。

恒久的施設（PE）に係る「参考事例集」・「Q&A」の公表について

金融庁は、「市場強化プラン」に盛り込まれている「PEリスクの排除」に関して、関係当局と協議を重ね、平成20年6月27日に、「参考事例集」及び「Q&A」を取りまとめ公表しました。

1. 背景

従来、海外投資家が日本国内のファンドマネジャーを通じて投資を行う場合、当該日本国内のファンドマネジャーが海外投資家のPE（Permanent Establishment：恒久的施設）とみなされ、海外投資家自身が日本で申告・納税義務を負うことになる、との懸念（PEリスク）があり、このことが、国内ファンドマネジャーの海外流出の要因のひとつになっているとの指摘がありました。

金融庁は、まず、平成20年度税制改正要望において、当該「PEリスクの排除」に関する要望を行い、その結果、恒久的施設（PE）とされる代理人等の範囲から、独立の地位を有する代理人（以下「独立代理人」といいます。）が除かれることとなりました（新所得税法施行令第290条及び新法人税法施行令第186条）。

さらに、当該「独立代理人」について、要件等の明確化を図るため、関係当局と協議を重ね、国外ファンドと投資一任契約を締結し特定の投資活動を行う国内の投資運用業者が独立代理人に該当するかどうかの判定について、「参考事例集」及び「Q&A」を取りまとめ、公表しました。

2. 参考事例集の概要

「参考事例集」は、

- I 「独立代理人」規定適用時の原則的考え方
- II 特定の投資活動への「独立代理人」規定適用時の基本的考え方
- III 上記IIの基本的考え方のケーススタディ

により構成されており、以下の点が明確化されました。

- I 国内法上の「独立代理人」規定の適用は、基本的に租税条約上の「独立代理人」規定の解釈指針であるOECDモデル租税条約のコンメンタリーの考え方に沿ったものとなり、具体的には、「独立代理人」と認められるためには、以下の要件を満たす必要があること。

- ① 「法的独立性」

代理人が本人から詳細な指示（detailed instructions）や包括的支配（comprehensive control）を受けていないこと

- ② 「経済的独立性」

代理人が企業家としてのリスク（entrepreneurial risk）を負担していること

- ③ 「通常業務性」

代理人が、自己の事業の領域というよりむしろ本人の事業の領域に属する活動を行っていないこと

- II 金融商品取引法の登録を受けた国内の投資運用業者が、国外ファンド（組合型）と投資一任契約を締結し、特定の投資活動を行う場合には、以下のいずれの事情もない限り、当該投資運用業者は「独立代理人」に該当すること。

- ① 国内の投資運用業者が投資一任契約において投資判断を一任されている部分が少なく、実質的に国外ファンドの組合員が直接投資活動を行っていると思われる

- ② 国内の投資運用業者の役員の2分の1以上が、国外業務執行組合員の役員又は使用人を兼任している

- ③ 国内の投資運用業者が、国外ファンドから投資一任を受けた運用資産の総額又は運用利益に連動した（当事者の貢献を反映した適切な）報酬を収受していない

- ④ 国内の投資運用業者がその事業活動の全部又は相当部分を国外ファンドとの取引に依存している

る場合において、当該国内の投資運用業者が事業活動の態様を根本的に変更することなく、また、事業の経済的合理性を損なうことなしに、事業を多角化する能力若しくは他の顧客を獲得する能力を有していない（ただし、当該国内の投資運用業者が業務を開始した当初の期間を除く。）

3. 「Q&A」の概要

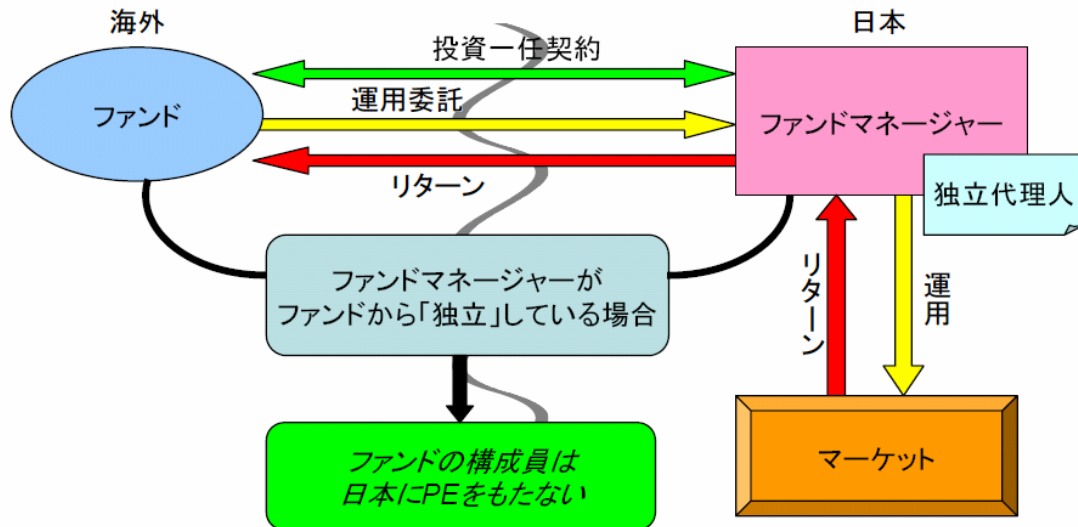
「Q&A」は、「参考事例集」における法的独立性（国内の投資運用業者が十分な裁量権を有しているかどうか）に関する実務上の疑問点を以下の項目ごとに、詳細に解説したものです。

- ① リスク管理
- ② 資産配分（アセット・アロケーション）
- ③ 投資制限（ネガティブ・リスト等）
- ④ 投資方針
- ⑤ 投資承認
- ⑥ 情報交換
- ⑦ 代理人としての監督（オーバーサイト）

「参考事例集」及び「Q&A」は、国外ファンドと投資一任契約を締結し特定の投資活動を行う国内の投資運用業者が独立代理人と認められる場合を明確化するものであり、P E リスクの排除に資し、我が国金融・資本市場の競争力強化につながるものと期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「恒久的施設（P E）に係る「参考事例集」・「Q&A」の公表について」（平成 20 年 6 月 27 日）](#) にアクセスしてください。

特定の投資活動に係る恒久的施設(Permanent Establishment)について



(1) 「代理人PE」の範囲から「独立代理人」を除外(20年4月30日に所得税法施行令及び法人税法施行令を改正)

(2) 「独立」の意義

① 「参考事例集」

金商法の投資一任に係る登録を行っている国内の投資運用業者は、国外ファンドと投資一任契約を締結し、特定の投資活動(いわゆるポートフォリオ投資)を行う場合、下記(ア)から(エ)のいずれの事情もない限り、ファンドの構成員の独立代理人に該当。

- (ア) 国内の投資運用業者が投資判断を一任されている部分が少なく、実質的に国外ファンドが直接投資活動を行っていると思われる場合、
- (イ) 国内の投資運用業者の役員の2分の1以上が国外ファンドの役員・使用人である場合、
- (ウ) 国内の投資運用業者が国外ファンドから受け取る報酬が運用資産や運用利益に連動していない場合、
- (エ) 国内の投資運用業者がその事業活動の全部又は相当部分を国外ファンドとの取引に依存している場合において、事業活動の態様を根本的に変更することなく、また、事業の経済的な合理性を損なうことなしに、事業を多角化する能力若しくは他の顧客を獲得したりする能力を有していない場合(ただし、業務開始当初の期間を除く)

② 「Q&A」及び国税当局への個別照会により明確化

【トピックス】

平成 19 年度における地域密着型金融の取組み状況について

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、地域金融機関が行う地域密着型金融に関して、全体の取組み状況を総合的に把握するために、年 1 回、取組み状況の報告を求め、決算期において開示を要請する主要計数等とあわせ、その実績を総合的に取りまとめ、公表することとされています。

金融庁においては、本年 7 月 1 日に平成 19 年度における地域密着型金融の取組み状況について取りまとめ、公表しました。概要は以下のとおりです。

(参考) 対象金融機関数 555 金融機関 (20 年 3 月末現在)

〔 地方銀行 65 行 (埼玉りそな銀行を含む)、第二地方銀行 45 行
信用金庫 281 金庫、信用組合 164 組合 〕

1. 地域金融機関の取組み実績

各金融機関の取組み実績や成果について、各金融機関の公表や業界団体の取りまとめをもとに主な傾向をまとめれば、以下のとおりです。

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

① 創業・新事業支援に向けた取組み

創業・新事業支援のために実施した融資実績は、19 年度から、専用の融資商品の実績だけでなく、通常の融資による支援実績も含めて計上しているため、過年度の実績とは単純に比較できませんが、引き続き、産学官との連携等においても活発な取組みがみられるところです。加えて、地域金融機関による企業育成ファンドへの出資額も増加しています。

個別に見ると、ベンチャー企業向けファンドの出資及び組成、創業セミナーの開催や新規創業先に対する開業資金支援等の取組みが行われています。

(参考) 19 年度の実績等	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
創業・新事業支援融資 (※)	1,948 件	2,817 件	5,449 件	6,983 件	14,308 件
	179 億円	250 億円	603 億円	742 億円	1,880 億円
企業育成ファンドへの出資	94 億円	153 億円	241 億円	196 億円	212 億円

(※) 18 年度以前は、「創業等支援融資商品による融資」。

② 経営改善支援に向けた取組み

取引先企業に対するコンサルティング・情報提供機能の強化のため、商談会の開催等ビジネスマッチングの取組みが積極的に行われており、その成約件数は大幅に増加しています。

個別に見ると、取引先企業の経営改善を目的とした公認会計士による無料経営相談の実施、中小企業診断士協会との連携による取引先の企業診断調査の実施、経営改善支援先への職員出向、ビジネスマッチング支援のためのポータルサイト立上げなど、様々な手法による経営改善支援の取組みがみられます。

(参考) 19 年度の実績等	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
ビジネスマッチングの 成約案件	6,228 件	10,428 件	15,954 件	24,000 件	28,630 件
経営改善支援取組み先 (正常先を除く) の ランクアップ率	16.0%	18.4%	16.5%	13.7%	11.5%

③ 事業再生に向けた取組み

事業再生に向けた取組みについては、全体的な傾向として、引き続き、大口先からより規模の小さい先やより再生が困難な先へ対象が広がる中、中小企業再生支援協議会等の活用件数等は、18年度と比べて減少となっています。

個別に見ると、地域金融機関と中小企業基盤整備機構等との共同出資による企業再生ファンドの設立、プリパッケージ型の民事再生による事業再生実施等の取組みが行われています。

(参考) 19年度の実績等	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	201件	302件	380件	391件	319件
	2,305億円	3,422億円	3,572億円	2,803億円	2,092億円
整理回収機構の支援決定先	3件	10件	22件	38件	35件
	608億円	631億円	942億円	1,176億円	694億円
金融機関独自の再生計画策定先	—	—	—	—	8,495件
	—	—	—	—	34,198億円
企業再生ファンドへの出資	109億円	168億円	169億円	162億円	115億円

④ 事業承継に向けた取組み

事業承継に向けた取組みについては、事業承継に係るM&A支援（19年度より集計開始）が一定の実績をあげています。

個別に見ると、プライベートバンキング機能の活用をはじめとするコンサルティング機能を発揮した事業承継支援や企業後継者を対象としたセミナーの開催、事業承継専用ファンドへの出資等の取組みが行われています。

(参考) 19年度の実績等	19年度
事業承継にかかるM&A支援実績	129件

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

① 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等への取組み

財務制限条項を活用した融資商品の金額が増加。動産・債権譲渡担保融資については、幅広く普及しつつある中、動産担保融資の実績件数が大幅に増加しています。

個別に見ると、機械設備や商用車両から農水産物にいたるまで、様々な動産を担保とした融資、建築基準法の改正等に伴い資金繰りが悪化した建築関連事業者に対する融資商品の取扱い、信用格付高度化プログラムによる信用リスクの精緻化等の取組みが行われています。

(参考) 19年度の実績等	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
財務制限条項を活用した商品による融資	2,131件	3,632件	5,486件	4,592件	4,693件
	339億円	954億円	2,031億円	2,385億円	4,858億円
動産・債権譲渡担保融資（売掛債権担保融資を含む）	10,098件	19,000件	23,585件	18,260件	13,592件
	1,102億円	1,737億円	1,998億円	2,029億円	3,133億円
うち動産担保融資	—	—	27件	153件	517件
	—	—	47億円	131億円	1,417億円

② 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

人材育成に向けて、資格取得の推進や各種研修の実施については引き続き積極的に行われています。また、取引先企業の生産・販売現場への派遣研修や中小企業再生支援協議会へ職員を出向させるなど、企業実態に対する理解を深め、実践的な「目利き能力」の向上を図っている地域金融機関も見られます。

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

① 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた同時的・一体的な「面」的再生への取組み

面的再生への取組みについては、温泉街や地元商店街再生への資金面での協力のほか、活性化策の具体的提言などの取組みも見られます。

また、アグリクラスター構想（農業を中心に関連産業まで含めた産業群の活性化を支援）を立ち上げ、資金供給面をはじめ、幅広い支援を実施している地域金融機関も見られます。

② 地域活性化につながる多様なサービスの提供

地域の活性化については、19年度においても、地域金融機関のPFIへの関与は積極的ですが、実績については前年度と比べて減少となっています。また、環境配慮型商品の設定や地域住民等への金融経済教育の実施のほか、地場産業振興に向けた観光客誘致のための各種施策等を実施している事例も見られます。

(参考) 19年度の実績等	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
PFI	22件	49件	71件	116件	89件
	187億円	409億円	326億円	625億円	562億円

(4) 最近の経済情勢を踏まえた地域金融機関の対応

昨今の原油・原材料価格の高騰や建築基準法の改正等を背景に中小企業を取り巻く環境が厳しくなる中、金融庁としては、現下の経済情勢を踏まえ、中小企業金融の円滑化の観点から、金融機関に対し、与信取引に関する顧客への説明態勢等について注意喚起するための要請等を行ってきました。

各地域金融機関においては、セーフティネット保証や制度融資等を積極的に活用しているほか、独自の原油価格高騰対策融資商品や建築関連事業者向け融資商品等の取扱いなど、多様な取組みが実施されています。

2. 地域金融機関の取組みに対する評価

金融庁としては、平成15年度以降、地域密着型金融を推進してきており、これまで総じて実績が上がってきています。平成19年度における金融機関の取組み状況を見てみると、ビジネスマッチングの取組みや、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みが引き続き積極的に実施されているほか、企業育成ファンドへの出資額が増加している等、引き続き堅調に実績が上がっている一方、前年度実績を下回った項目も見られます。

また、利用者アンケートの結果によると、地域密着型金融の取組み全体については積極的な評価が5割以上を占めていますが、個別の施策について見ると消極的な評価が多い傾向となっています。

これらを踏まえ、今後も、各地域金融機関の一層の取組みを期待するとともに、当局としても必要なフォローアップを行っていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「平成19年度における地域密着型金融の取組み状況について」\(平成20年7月1日\)](#)にアクセスしてください。

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

金融庁では、預貯金者保護法の実施状況等を把握するため、偽造・盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪について、20年3月末までの被害の発生状況及び金融機関による被害者への補償状況を取りまとめ、7月8日に公表しました。

<被害の発生状況及び補償状況の概要>

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、17年度は913件、18年度は636件、19年度は663件と19年度は対前年度比で増加しました。補償については、(処理方針決定済みの被害のうち、)件数ベースで97.6%を金融機関が補償しています。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、17年度は6,121件、18年度は6,867件、19年度は4,955件と19年度は対前年度比で減少しました。補償については、(処理方針決定済みの被害のうち、)件数ベースで63.6%を金融機関が補償しています。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、17年度は280件、18年度は254件、19年度は244件と減少傾向にあります。補償については、(処理方針決定済みの被害のうち、)件数ベースで22.7%を金融機関が補償しています。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、17年度は49件、18年度は100件、19年度は231件と増加傾向にあります。補償については、(処理方針決定済みの被害のうち、)件数ベースで79.5%を金融機関が補償しています。

(注) 19年度の被害発生件数等は、20年4月15日までに各金融機関から報告された被害を取りまとめたものであること等から、今後増加する可能性があります。

また、預金取扱金融機関のATM等における本人認証方法等の状況(20年3月末)について、アンケート調査を実施・集計し、その概要を公表しました。

<ATM等における本人認証方法等の状況>

- ① ICキャッシュカードについては、19年3月末時点で997金融機関(全体の60.6%)が導入していたのに対し、20年3月末時点では1,171金融機関(全体の72.7%)が導入しています。
- ② 生体認証機能付ICキャッシュカードについては、19年3月末時点で198金融機関(全体の12.0%)が導入していたのに対し、20年3月末時点では269金融機関(全体の16.7%)が導入しています。

金融庁としては、引き続き、犯罪手口の多様化等を踏まえた情報セキュリティ対策の向上及び適切な顧客対応が図られるよう、金融機関の取組みを注視していきます。

また、依然として、偽造・盗難キャッシュカード犯罪等が多数発生していることから、預貯金者の皆様には、自ら防犯対策に努めるようお願いします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」\(平成20年7月8日\)](#)及び[「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況\(平成20年3月末\)について」\(平成20年7月8日\)](#)にアクセスしてください。

また、本号内の【お知らせ】コーナーにこれら被害に遭わないための注意喚起文を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方 (処分基準) について

本年4月より施行された「公認会計士法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）では、監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化や監査法人等に対する監督・責任の見直し等の措置として、①課徴金納付命令の創設、②業務改善命令など行政処分の多様化、③有限責任監査法人制度の創設、④監査法人の社員の公認会計士でない者への拡大などが行われました。

金融庁では、改正法の施行に伴い、公認会計士法に基づく公認会計士・監査法人の懲戒処分等の適切な実施を図るために、平成17年3月に公表した「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」（以下「処分基準」といいます。）の一部を改定し、6月23日に公表しました。

懲戒処分等の決定に当たっては、個々の事案により、内容、背景等が異なり、様々な特性、特徴を有していることから、的確に事実関係等を把握し、個々の事案に応じた適切な懲戒処分等が行われるよう努める必要があります。

このため、改定後の処分基準においても、公認会計士・監査法人に対する懲戒処分について、①虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分、②法令違反に対する懲戒処分の2つに分け、それぞれの事由ごとに「基本となる処分の量定」を定め、個別事情・周辺事情等により基本となる処分を過重又は軽減するという従来からの考え方は変更していません。

改定後の処分基準における主な変更等は以下のとおりです。

○ 虚偽証明に対する基本となる処分の量定の変更

故意・過失の別	改定前	改訂後
【監査法人に対する処分】※1、※2		
社員の故意による虚偽証明・不当証明	業務停止3ヶ月	課徴金+新規契約の締結禁止1年+業務改善命令 又は 業務停止3ヶ月
社員の過失による虚偽証明・不当証明	業務停止1ヶ月	課徴金+新規契約の締結禁止6ヶ月+業務改善命令 又は 業務停止1ヶ月
【公認会計士に対する処分】※3、※4		
故意による虚偽証明・不当証明	登録抹消	登録抹消
過失による虚偽証明・不当証明	業務停止6ヶ月	業務停止6ヶ月

※1 事案の重大性、監査法人の内部管理体制不備の重篤性などから、監査業務を継続させることが適当でない場合には、既存業務を含む業務の停止とします。

※2 事案が極めて重大かつ悪質な場合には、既存業務に係る業務停止の処分に加えて、課徴金を課すことがあります。

※3 公認会計士による虚偽証明については、自ら実施した監査において、故意に又は相当の注意を怠っているという責任にかんがみ、基本的には従来どおり、登録抹消又は業務の停止を基本とした処分を行います。

※4 個人事務所を経営している公認会計士については、事案が極めて重大かつ悪質な場合には、業務停止処分に加えて、課徴金を課すことがあります。

○ その他の改定

- ・品質管理担当者等の責任追及・・・監査法人に対し、当該社員が業務に関与することを禁止する旨の命令を行います。
- ・四半期レビュー・・・・・・・・・・処分の対象に含めますが、年度監査に比して処分を軽減します。
- ・内部統制監査・・・・・・・・・・原則として、財務諸表監査と一体のものとして検討します。
内部統制監査のみの虚偽証明は、年度監査に比して処分を軽減します。
- ・有限責任監査法人制度の導入・・・不正な登録、欠格事由への該当に応じた処分を行います。
- ・特定社員制度の導入・・・・・・・・法令違反行為について、公認会計士と同等の処分を行います。

その他所要の改定を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「公認会計士・監査法人等の懲戒処分の考え方（処分基準）について」（平成20年6月23日）](#)にアクセスしてください。

「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）の公表について

金融トラブル連絡調整協議会は、6月24日、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）を取りまとめ、公表しました。

金融トラブル連絡調整協議会では、平成12年の金融審議会答申を踏まえ、消費者団体、自主規制機関・業界団体、弁護士会、学識経験者及び関係行政機関の自主的な参加により、金融ADRの改善について、様々な取組みが行われてきました。同協議会では、本年3月から4回にわたって、これまで8年間の取組みを振り返り、金融ADRの整備にかかる今後の課題などについて議論が行われ、去る6月24日、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）が取りまとめられました。

本座長メモでは、同協議会における主な取組みの経緯及び金融ADRの現状の問題点を振り返るとともに、金融ADRのあり方に関し、①金融ADRの理念、②運営主体、③中立性・公正性の確保、④実効性の確保、⑤統一化・包括化、⑥今後の方向性、の各論点について整理を行っています。

金融庁としては、本座長メモを踏まえ、金融ADRの更なる改善に努めていきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から[「金融トラブル連絡調整協議会」](#)、または「報道発表資料」から、[「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）の公表について」（平成20年7月1日）](#)にアクセスしてください。

貸金業者による広告の調査結果について

金融庁（各財務（支）局、沖縄総合事務局）、東京都、大阪府、愛知県及び福岡県は、今般、貸金業者が夕刊紙・スポーツ紙に掲載した広告について、その内容が貸金業法第15条（貸付条件の広告等）及び第16条（誇大広告の禁止等）に則ったものとなっているかを共同で調査し、不適切と認められる内容の広告（332広告）を掲載した貸金業者（133業者）に対して、当該広告の是正指導を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「貸金業者による広告の調査結果について」（平成20年7月4日）](#)にアクセスしてください。

【法令解説等】

「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」 等に対するパブリックコメントの結果について

1. 経緯

昨年 12 月に公表した市場強化プラン（金融・資本市場競争力強化プラン）では、取引所における取扱商品の多様化を図り、利用者利便の向上を図る観点から、上場投資信託（E T F）の多様化を一層推進するため、以下の制度整備を行うことが盛り込まれました。

（市場強化プラン中の該当項目）

① 株価指数連動型 E T F の多様化

多様な指数を対象とした E T F をより迅速かつ柔軟に組成できるようにするため、平成 20 年上半期を目途に投資信託及び投資法人に関する法律関係政府令等を改正し、現行の告示指定による対象指数の個別列挙方式を廃止するとともに、適切な価格形成や相場操縦防止等の観点から問題のない範囲で、対象となる株価指数を包括的に定める等の見直しを行う。

② 株式以外の上場有価証券を投資対象とする E T F の解禁

投資信託法における現物拋出型 E T F は、現在、その対象が株式に限定されているが、海外の取引所において多様な現物拋出型の E T F が上場されている状況等を踏まえ、平成 20 年上半期を目途に投資信託法関係政府令等を改正し、投資者保護上問題のない上場有価証券等について、現物拋出型の E T F の投資対象として認めるための方策を講じる。

これを受け、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」等について、改正を行いました。

2. E T F について

投資信託のうち、取引所へ上場されているものは、上場投資信託（Exchange Traded Fund : ETF）と呼ばれており、現在、その 1 口あたりの純資産額が TOPIX や日経平均株価などの株価指数に連動するように作られたものなどが上場されています。

E T F は、投資者にとって、個別株に投資することと比較すると、低コストで、簡便かつ効果的な分散投資が可能となる投資手段であり、また、非上場の投資信託と比較すると、取引所市場において、市場価格によるタイムリーな取引を機動的に行うことができる等のメリットがある商品でもあります。

投資信託法において、投資信託は、政令で定める場合を除いて、金銭信託（金銭で信託を設定し、かつ、金銭で償還すること）であることを原則としていますが、E T F は、この政令で定める例外の規定に基づいて作られています。従来の政令（投資信託法施行令）では、現物株式により信託が設定され、投資信託の受益証券と現物株式との交換が可能である「現物拋出・現物交換型 E T F」と、金銭により信託が設定され、投資信託の受益証券と現物株式との交換が可能である「金銭拋出・現物交換型 E T F」の 2 つの類型が規定されていました。

3. 改正の概要

① 株式以外を投資対象とする現物拋出・現物交換型 E T F の導入

従来の投資信託法施行令では、現物拋出・現物交換型 E T F については、上場株式を投資対象とするもののみが認められていました。これを改正し、投資対象を上場有価証券等に拡大しました。

② 現物拋出・現物交換型 E T F の連動対象となる指標の拡大

従来、現物拋出・現物交換型 E T F の連動対象とすることができる指数は、株価指数に限定されており、当該株価指数は、告示により個別に指定することとされていました。これについて、不適正な指標を利用した E T F が組成されること等がないよう、指標の算出方法が客観的で、公正を欠くもの

でないこと等の要件を設けた上で、指標一般を連動の対象とすることができるようにしました。
なお、株価指数を個別に指定していた告示は廃止することとしました。

③ 空売り規制の適用除外の範囲の整理

現物拋出・現物交換型E T Fの連動対象となる指標の拡大に伴い、株価指数以外の指標を対象指標とするE T Fに係る空売りについて、株価指数を対象指標とするE T Fと同様の適用除外を規定するなど、所要の措置を行いました。

④ 施行期日

上記の政府令改正及び告示の廃止については、6月27日に公布し、同日付で施行しています。

【国際関連】

金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の 「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について

1. 平成20年6月27日、金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の定期的な政策対話である「日米ハイレベル証券市場対話」（第4回）が、米国ワシントンDCにおいて開催され、金融庁総務企画局の丸山審議官（国際担当）及びケーシーSEC委員をはじめとするハイレベル職員が参加しました。
2. 今回の「日米ハイレベル証券市場対話」においては、最近の市場混乱に関連する課題や、会計基準・開示、執行上の課題など、幅広いトピックについて話し合いました。
3. 証券取引のクロスボーダー化が進む中、金融庁とSEC が共通して取り組むべき監督上の課題は多く、意見交換と相互理解を深めたことは、非常に有益かつ必要なことです。また、金融庁とSEC のハイレベル職員が互いに顔を合わせる機会は限られていることから、今回の「対話」によって、両当局の友好・協力関係が一層強化されました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「国際関連情報」から、[「金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について」（平成20年6月30日）](#)にアクセスしてください。

公開企業の規制当局による国際会計基準委員会財団（IASCF）の モニタリング・グループ設立に関する次のステップの発表について

金融庁は、6月18日、欧州委員会（EC）、米国証券取引委員会（SEC）及び証券監督者国際機構（IOSCO）と共同で、国際会計基準委員会財団（IASCF）のモニタリング・グループ設立に関する円卓会議（ラウンド・テーブル）を歓迎すること等を内容とした共同声明を発表しました。

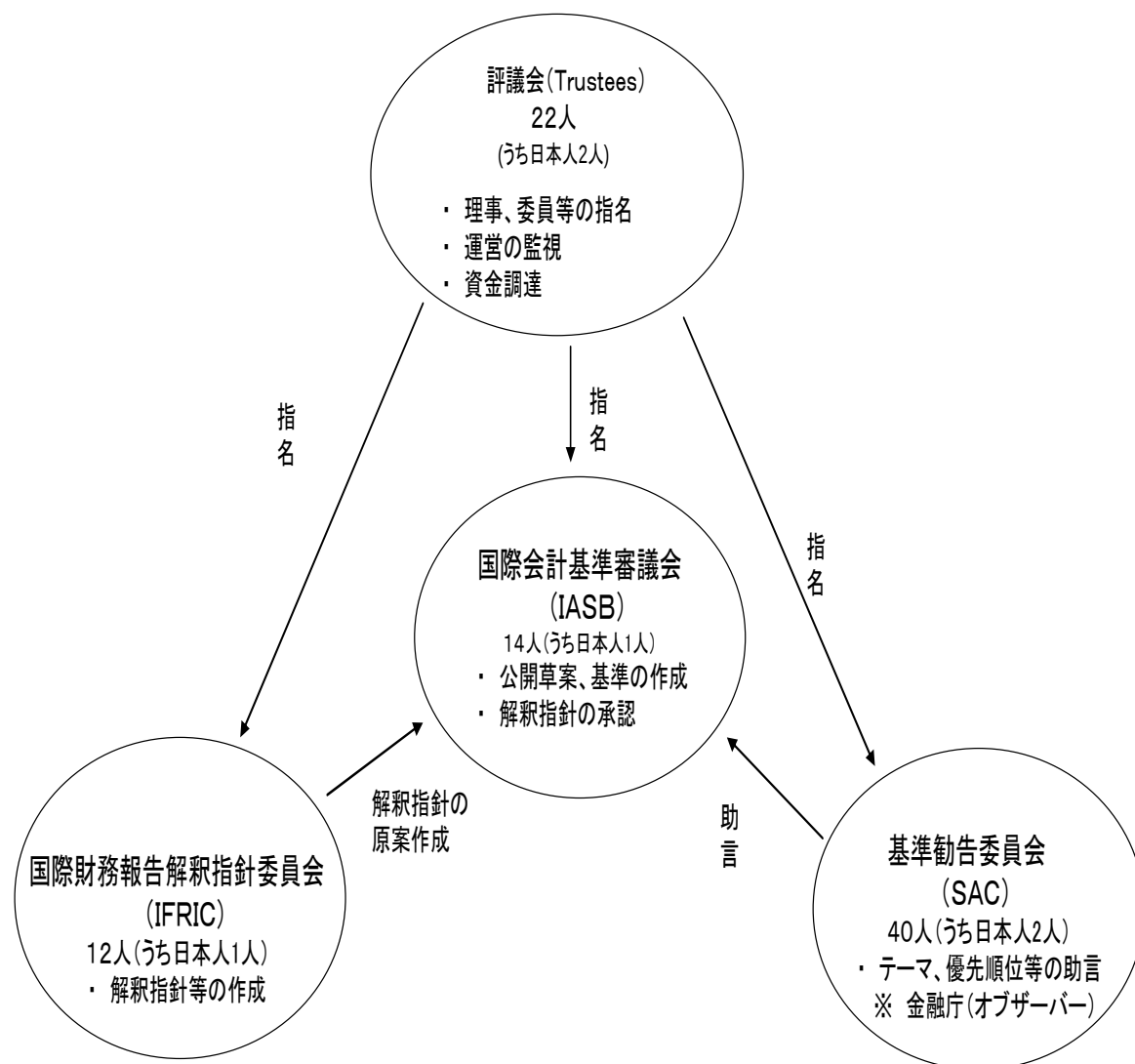
IASCF は、評議会（Trustees）によって運営され、国際会計基準（IFRS）を作成している国際会計基準審議会（IASB）の理事の指名や資金調達などの運営等を行っている財団です。現在、IFRS は世界的に広く使用されるようになってきており、また我が国も、日本基準とのコンバージェンス（収れん）の加速化に取り組んでいる中で、IFRS の設定手続きの透明性向上をはじめ、IASB を含む IASCF のガバナンスの向上が極めて重要となってきています。

IASCF は、現在、5年に一度の定款の見直し作業を行っていますが、この見直し作業に先立ち、金融庁は、昨年11月、EC、SEC 及び IOSCO と共同で、IASCF のガバナンス向上に向けた取組みを提案する共同声明を公表しました。IASCF は本年5月、定款の見直しの議論において、モニタリング・グループと IASCF との関係構築及び IASB の理事の拡充について先行して議論する方針を示すとともに、これに関する市中協議資料の草案を公表しました。なお、6月19日に行われた円卓会議では、この草案をもとに参加者から様々な意見が寄せられました（金融庁もパネリストとして参加しました。）。これを踏まえ、7月21日に市中協議資料（コメント期限：9月20日）が公表されています。

金融庁としては、今後とも、EC、SEC 及び IOSCO 等と連携しつつ、IASCF のガバナンス向上のための取組みを支援していく方針です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「公開企業の規制当局による国際会計基準委員会財団（IASCF）のモニタリング・グループ設立に関する次のステップの発表について」（平成20年6月18日）](#)にアクセスしてください。

国際会計基準委員会財団(IASCF)の組織図



【お知らせ】

○ キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について

不正に取得したり、偽造したキャッシュカードを用いて、現金自動預入支払機（ＡＴＭ）から預貯金が引き出される被害が発生しています。

偽造・盗難キャッシュカードの被害に遭わないための注意点

1. 暗証番号管理について

- 他人に暗証番号を教えないこと。（警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出す例がありますので、注意して下さい。警察官や銀行員が暗証番号を聞くことは絶対にありません。）
- ゴルフ場やサウナ等のロッカーの番号にキャッシュカードの暗証番号を使用しないこと。（実際にゴルフ場の貴重品ボックスからキャッシュカードを盗み取られ、カードの磁気データをコピーされ、預貯金が引き出された事件が発生しています。）
- 暗証番号をキャッシュカードに記載しないこと。また、可能な限り暗証番号のメモ（暗証番号を推測させる書類等）をキャッシュカードと一緒に保管又は携帯しないこと。
- 生年月日、自宅・勤務先の電話番号、住所又は車のナンバーなど他人に推察されやすい番号を暗証番号に使用しないこと。
- ＡＴＭの操作中、覗き見されないように、周囲に不審者がいないかを確認すること。また、手で番号入力する部分を隠して入力するなど、背後から盗み見られないように注意すること。

2. キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認すること。特に、机の中やタンスの中などに放置しないこと。
- 他人にキャッシュカードを安易に渡さないこと。
- 盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシュカードを置かないこと。（酒に酔って寝込んでいる間にキャッシュカードを盗まれたり、飲食店などで上着をハンガーにかけている間にキャッシュカードが盗まれた例もあります。これらの他にもひったくり、車上ねらい、住宅への侵入盗によりキャッシュカードが盗まれた例も少なくありません。）

（参考：住まいの防犯対策）

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top_main.html。その他、防犯対策については、各都道府県警察のホームページ等で確認して下さい。

- 不必要に多くのキャッシュカードを保有しないこと。
- 長期間利用していない古いキャッシュカードは、安全性に問題がある場合があるので、取扱い金融機関に相談すること。

3. 口座管理について

- こまめに残高照会や記帳すること。（長期間、記帳しないと被害の発見が遅れることになります。）
- 不必要に多額の現金を普通口座に置かないこと。
- 総合口座には、キャッシュカードで定期預金残高の一定割合まで借りることができる機能が付いている場合があるので、不要なら、その旨を金融機関に申し出ること。

4. 金融機関のサービスについて

ＩＣキャッシュカード、引き出しの通知、パソコン・携帯電話からのＡＴＭ出金取引の停止、利用限度額の変更、保険付キャッシュカード等のようなサービスを行っている金融機関もありますので、上手く活用して下さい。

もし、キャッシュカードがないことに気づいたら・・・

- すぐに、取引している金融機関に届け出て下さい。空き巣や車上ねらいの被害に遭った場合で、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があるので、念のため金融機関に届け出て下さい。

- キャッシュカードを盗まれたことに気がついた場合は、取引をしている金融機関に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出てください。

○ インターネットバンキングにおける不正振込み等について

近年、フィッシング詐欺と呼ばれる行為やスパイウェアと呼ばれるプログラムによって個人情報等が盗み取られ、不正な振込がなされるという事例が発生しています。また、最近では、ファイル共有ソフトの利用により、IDやパスワードが予期せず第三者に知られてしまう事件も発生しております。こうした犯罪については、インターネットの利用者が主体的に対応しなければ、被害の予防や拡大防止はできません。

インターネットをご利用される皆様におかれましては、これを参考として、適切な対策を講じて頂くようお願いいたします。

被害に遭わないための注意点

1. ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステム（OS）を必ず最新のものにする

- 新しいウイルスが頻繁に登場しますので、ウイルス対策ソフトとOSをアップデートし常に最新の状態にするとともに、ウイルス対策ソフトを停止しないよう、心がけてください。

2. メールはひとまず疑ってみる

- 企業から一方的に送られてくる「重要なお知らせ」などの電子メールを安易に開くのは危険です。心当たりのないものは不用意に開かない（プレビュー表示もしない）習慣をつけてください。
- 返答や個人情報の入力を求めるようなメールには安易に応答しないようにしましょう。利用している銀行やカード会社のお客窓口を日頃から確認しておき、怪しいメールが来たときにはすぐに問い合わせることも一案です。
- 特に「添付ファイル」は極めて危険です。ウイルスや、スパイウェアである可能性もありますので、信用できる相手から送られたもの以外は、絶対に開かないようにしましょう。

3. 怪しいサイトには近づかない

- スパイウェアの多くは「サイトを見るだけ」でインストールされます。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。特にウイルス対策ソフトを停止してから閲覧するように要求するサイト（「ウイルス対策ソフトを停止しないと正常に表示されません」等を表示しているサイト）は絶対に見てはいけません。

4. 不審なCD-ROM等を使わない

- 金融機関を装ってスパイウェアが記録されたCD-ROMを直接送り付けるという事例が発生しています。CD-ROMに限らずその他の記録媒体を利用するという可能性もあります。CD-ROM等が送り付けられた場合は安易に使用せず、まず金融機関に確認しましょう。また、CD-ROM等に記載された電話番号は偽の窓口の可能性もありますので、別な方法で金融機関の連絡先を確認しましょう。

5. IDやパスワード等の管理について

- ファイル共有ソフトの利用者において、パソコン内に保存した公開するつもりのないインターネットバンキングのIDやパスワード等がインターネットに流出してしまい、預金等が不正に払戻される被害が発生しております。こうした意図せざる情報流出防止のための最も効果的な措置は、パソコン内にIDやパスワード等の重要情報を保存しないことです。
- 長期間インターネットバンキングを利用していない場合は、IDやパスワード等の管理が行き届かず、盗取されても気がつかない可能性があります。必要のないインターネットバンキングについては利用停止や解約も含め検討しましょう。

フィッシングについて

「フィッシング (Phishing)」とは、金融機関 (銀行やクレジットカード会社) などを装った電子メール (このメールを「フィッシングメール」と言います。下記参照) を送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為です。電子メールのリンクから偽サイトに誘導し、そこで個人情報を入力させる手口が一般的に使われています。これにより、口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等が行われるおそれがあります。

【フィッシングメール等の例】

①のようにサービスの提供者を装ったサイトに誘導するフィッシングメールの他、②のように真正なサイトに誘導しパスワードを変更させるものもあります。

① サービスの提供者を装ったサイトでIDとパスワードを入力させるもの

※ 一見〇〇サービスのサイトへのリンクのようですが、クリックすると〇〇サービスを装った偽のサイトが表示されます。

② サービスの提供者の本来のサイトでパスワードを変更させるもの

※ このケースでは、クリックすると本来の〇〇サービスのサイトが表示されます。

ここでパスワードをメールの指示通り「*****」に変更してしまうと、パスワードが「第三者も知っているもの」になってしまいます。

(資料)

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。この度、〇〇サービスのセキュリティの向上に伴いまして、オンライン上の本人確認が必要となります。この手続きを怠りますと今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

<https://www.〇〇.co.jp/login/index.htm>

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。

この度、〇〇サービスにおいては、セキュリティの向上のため、お客様にパスワードの変更をお願いしています。お客様の新しいパスワードは、*****となりますので、以下のパスワード変更のページよりパスワードの変更作業を行ってください。

<https://www.〇〇.co.jp/login/passchange.htm>

この手続きを怠りますとお客様が安全に〇〇サービスをご利用いただく上で支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

スパイウェアについて

いわゆる「スパイウェア」によって、日本国内では既にインターネットバンキングのIDやパスワードを盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。具体的な手口は、特定のプログラムを利用者のコンピュータにインストールすることにより、例えば、カード番号をはじめとした各種サービスの利用者ID、これに付随するパスワード等の情報を盗み取り、この情報をもとに口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等を行うものです。

このようなスパイウェアは、怪しいサイトやメールの閲覧、出所が明確でないプログラムのインストールにより、その利用者のパソコンにインストールされます。

【スパイウェアをインストールされる状況の例】

スパイウェアのインストールは、代表的なものとして①のようにサイトを閲覧することでインストールされるものと、②のようにメールを閲覧することでインストールされるもの、③のようにインターネット上からファイルをダウンロードし実行する際にインストールされるものがあります。

① サイトを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、サイトを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。そのため、

1 掲示板などに貼り付けてあるリンク先

2 検索エンジンで検索した結果のリンク先

のサイトが、悪意を持った者がスパイウェアをインストールさせるために作成したものであった場合、無闇にリンク先をクリックすることで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

② メールを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、メールを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。特に、「メールを一覧表示させるときにメールの内容をプレビューする設定となっている」場合には、メールを選択するだけで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

③ ファイルをダウンロードすることでインストールされる例

出所が不明のゲーム、怪しいサイトを閲覧する際にWeb サイト側が「閲覧するために必要」としてインストールを要求してくるソフトウェアをダウンロードし、インストールする場合、利用者が本来期待する機能以外の機能を持つスパイウェアも同時にインストールされてしまう可能性があります。

ファイル共有ソフトについて

ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用したP2P（Peer to Peerーピア・トゥー・ピア）でファイルをやり取りするソフトウェアのことです。ユーザーは、インターネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトを導入することで、他のユーザーとファイルをやり取りすることができます。

ファイル共有ソフトは、自動的にファイルを送受信する仕組みであるため、ウイルスの感染によって、公開するつもりのないファイルがインターネットに流れてしまったりといったトラブルが数多く発生しています。

【参考】

(警察庁 サイバー犯罪対策)

<http://www.npa.go.jp/cyber/>

(警察庁 セキュリティポータルサイト@police)

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

(警察庁 インターネット安全・安心相談)

<http://www.cybersafety.go.jp/>

(総務省 国民のための情報セキュリティサイト)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

(総務省 電気通信消費者情報コーナー)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

(経済産業省 セキュリティ政策室)

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

(内閣官房情報セキュリティセンター (ファイル共有ソフトに係る注意喚起))

http://www.nisc.go.jp/press/inf_msrk.html

(情報処理推進機構セキュリティセンター (スパイウェアに係る注意喚起))

http://www.ipa.go.jp/security/topics/170720_spyware.html

(フィッシング対策協議会)

<http://www.antiphishing.jp/>

○ 金融検査指摘事例集等の公表について

金融庁は、平成 20 年 7 月 4 日に、「金融検査指摘事例集（平成 19 検査事務年度）」及び「意見申出事例集（平成 19 検査事務年度までの申出事例）」を公表しました。

1. 金融検査指摘事例集

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から 17 年から作成・公表しており、今年で 4 回目の公表となります。

本事例集は、平成 19 検査事務年度（平成 19 年 7 月～20 年 6 月）に実施した検査での指摘事例を中心に、平成 18 検査事務年度に実施した検査での事例も一部交え作成しています。

今回の指摘事例集においては、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）を推進し、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けたインセンティブ付けの観点から、新たに「A 評価」事例を紹介するとともに、評価結果の約 6 割を占める「B 評価」について B 評価の中でのレベル感を比較できるよう 3 類型（「A に近い B」「平均的な B」「C に近い B」）に分けて紹介しているほか、問題点のみならず前向きに評価できる事例（中小企業の事業再生への取組や前回検査指摘事項の改善状況）も紹介しています。

また、金融検査マニュアルの改訂を踏まえ、新たに「経営管理態勢」や「統合的リスク管理態勢」の評価事例を紹介しているほか、「金融持株会社」の検査における指摘事例を紹介しています。

この結果、紹介事例数は、評価事例は 65 事例、指摘事例は 341 事例（預金等受入金融機関 255 事例、保険会社 72 事例、金融持株会社 14 事例）と昨年に比べ大幅に増加させており、一層の充実を図っています（昨年度は、評価事例 35 事例、指摘事例 280 事例）。

2. 意見申出事例集

意見申出事例集は、平成 12 年 1 月の意見申出制度の導入以降の意見申出事案から、金融機関の業務運営上の参考となるものを選定し、その概要を紹介した意見申出事例集を 17 年に作成・公表しており、毎事務年度、事例を追加して改定を行っています。本年度は最近の検査における意見申出事案から 6 事例について紹介事例を追加し、全 24 事例を紹介しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[『「金融検査指摘事例集」等の公表について』（平成 20 年 7 月 4 日）](#) にアクセスしてください。

また、過去の事例集については、平成 16 検査事務年度版（[平成 17 年 7 月 27 日](#)）、平成 17 検査事務年度版（[平成 18 年 7 月 5 日](#)）、平成 18 検査事務年度版（[平成 19 年 7 月 5 日](#)）の報道発表資料をご覧ください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年 9 月 30 日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで[確認](#)が出来ます。

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない、

利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。

- ・契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)が認定を受けております。認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 18 事務年度には、6,485 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

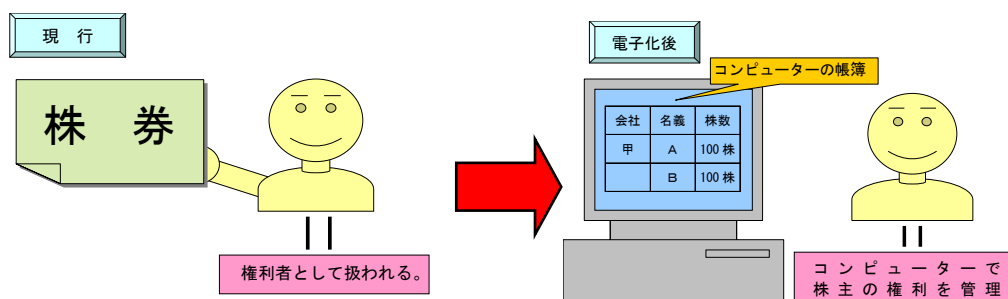
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要や留意点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っています。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

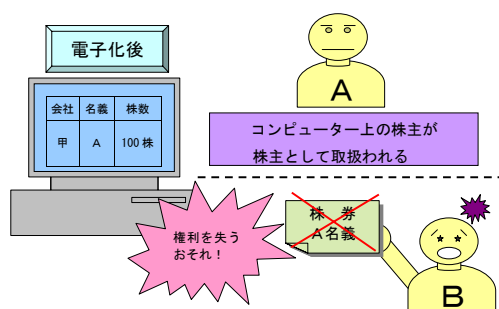
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



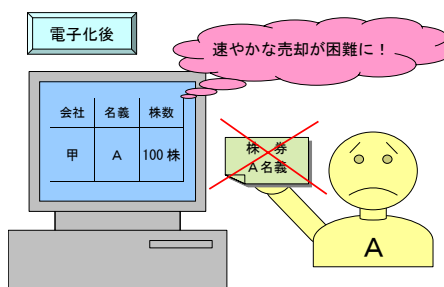
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにするため、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。



○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を開設しております。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成20年4月4日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関

与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：「金融円滑化ホットライン」 受付時間：平日 10：00～16：00 電話番号：03－5251－7755 受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等
--

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「特定業種に対する金融機関の貸出判断について」\(平成20年6月17日\)](#) にアクセスしてください。

【7月の主な報道発表等】

1日(火)	アクセス	・ 平成19年度における地域密着型金融の取組み状況について
	アクセス	・ 「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について」(座長メモ)の公表について
2日(水)	アクセス	・ 「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の一部改定(案)の公表について
3日(木)	アクセス	・ 「金融庁における政策評価に関する基本計画」及び「平成20年度金融庁政策評価実施計画」の公表について
	アクセス	・ 株式会社アストに対する行政処分について(四国財務局長処分)
	アクセス	・ 野村證券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	・ 生命保険会社10社に対する行政処分について
	アクセス	・ 生命保険会社の保険金等の支払状況に係る実態把握の結果について
	アクセス	・ 保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取組み、及びその結果の公表等の要請について
	アクセス	
4日(金)	アクセス	・ 貸金業者による広告の調査結果について
	アクセス	・ 「金融検査指摘事例集」等の公表について
	アクセス	・ 行政と密接な関係にある公益法人への支出の無駄の集中点検について
8日(火)	アクセス	・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	・ 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成20年3月末)について
	アクセス	・ 「子ども見学デー」のお知らせ
9日(水)	アクセス	・ 株式会社IHIの有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
11日(金)	アクセス	・ 公認会計士の懲戒処分について
17日(木)	アクセス	・ 「金融検査評価制度(預金等受入金融機関に係る検査評価制度)」の英語版の公表について
22日(火)	アクセス	・ 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等の公布について
24日(木)	アクセス	・ 有限会社ゴールデンピラミッドに対する行政処分について(福岡財務支局長処分)
	アクセス	・ 「アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察」報告書の公表について
	アクセス	
25日(金)	アクセス	・ 経営健全化計画の履行状況報告について
	アクセス	・ 株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について
	アクセス	・ 株式会社琉球銀行に対する行政処分について
	アクセス	・ 株式会社岐阜銀行に対する行政処分について
29日(火)	アクセス	・ 四半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成20年6月第1四半期版)
	アクセス	・ 多重債務者対策本部有識者会議第8回資料
31日(木)	アクセス	・ 「電子記録債権法施行規則(案)」の公表について
	アクセス	・ 電子記録債権法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(案)等の公表について
	アクセス	・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令の公布予定等の公表について
	アクセス	・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成20年4月1日～6月30日)
	アクセス	・ 「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について

※ [マーク](#) マークのある項目につきましては、[マーク](#) から公表された内容にアクセスできます。